

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	軽自動車税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

茨城県北茨城市長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき軽自動車税の賦課に関する事務を実施している。 ①税申告書・申請をもとに車両の登録又は廃車の管理 1. 住民からの申請による異動 2. 検査協会からの税申告書による異動 3. 運輸支局からの税申告書による異動 ②各種証明書の発行 1. 証明書発行申請 2. 証明書発行 ③納税通知書の発行 1. 賦課期日現在において軽自動車等を所有している者に軽自動車税を賦課 2. 納税通知書発行 ④減免申請受付・決定 1. 減免申請受付 2. 減免決定通知書発行
③システムの名称	軽自動車税システム、統合宛名システム、バックアップシステム

2. 特定個人情報ファイル名

軽自動車税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記）第9条第1号 別表第一第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報の提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第27項 番号法別表第二の主務省令に定める事務及び情報を定める命令 第20条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	税務課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	従事者に対し、特定個人情報の重要性や機密性、また特定個人情報を取り扱う際の注意点等について定期的に教育を行っている。 また、他自治体等の情報漏洩や情報紛失等の情報共有を実施する等、日頃から情報管理の重要性を強く認識させることにより常に緊張感を持つよう啓発を行っている。 これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第27項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第6号	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第27項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月31日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月27日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年4月27日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	【情報の提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第27項 番号法別表第二の主務省令に定める事務及び情報を定める命令 第20条	【情報の提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 第27項 番号法別表第二の主務省令に定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	法令上の根拠修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年1月27日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年10月31日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつ時点の計数か	令和3年1月27日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年10月31日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	IVリスク対策、8 人手を介在させる作業	新規	【対策は十分か】 十分である 【判断の根拠】 本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式への移行
令和7年10月31日	IVリスク対策、11 最も優先度が高いと考えられる対策	新規	【11.最も優先度が高いと考えられる対策】 9) 従業者に対する教育・啓発 【対策は十分か】 十分である 【判断の根拠】 従事者に対し、特定個人情報の重要性や機密性、また特定個人情報を取り扱う際の注意点等について定期的に教育を行っている。 また、他自治体等の情報漏洩や情報紛失等の情報共有を実施する等、日頃から情報管理の重要性を強く認識させることにより常に緊張感を持つよう啓発を行っている。 これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	事後	新様式への移行